

仁愛大学大学院スーパービジョンプログラム規程

(趣旨)

第1条 臨床心理士を目指す本学大学院生(以下「院生」という。)に、カウンセリングの豊富な経験を有するスーパーバイザーと一対一で自己分析の援助を受けながら、実習等における実践例について、カウンセリングの方法等に関する指導を受けることを義務付けることにより、院生が自己の人間性の確立を図りながら、高度な専門的職業能力をより迅速かつ効果的に身につけることを目的として、このスーパービジョンプログラム規程を制定する。

(スーパーバイザーの選任基準等)

第2条 スーパーバイザーは、次の各号に該当する者の中から、研究科会議において適当と認めたものについて、大学が委嘱するものとする。

- (1) 臨床心理士の資格を有する者又は精神科医であること
- (2) 10年以上のカウンセリングの実務経験を有する者
- (3) カウンセリング実践を常態としていること
- (4) 心理査定ができること

2 前項の規定にかかわらず、スーパーバイザーを担当するにふさわしい指導能力を有する者と研究科会議が特に認めた場合は、スーパーバイザーとして専任することができる。

(スーパーバイザーの役割等)

第3条 スーパーバイザーの役割は次のとおりとする。

- (1) 院生の自己分析を援助すること
- (2) 院生の質問に応じ、カウンセリングの方法等について助言、指導を行うこと

2 スーパーバイザーは、院生が大学院で履修すべき科目の認定に関することには触れないこととする。

(院生の指導依頼等)

第4条 院生の指導依頼は、大学側から提示されたスーパーバイザーに直接面談し、大学発行の委嘱状を手渡して、年間の契約をするものとする。

2 スーパービジョンの学習内容、方法等は、原則として、当該スーパーバイザーに任せることとする。

(スーパービジョンプログラムの履修)

第5条 院生は、1年間に15時間(2年間で30時間)以上、スーパーバイザーの指導を受けなければならない。

2 院生は、スーパーバイザーの指導内容について、年度ごとにレポートを作成し、研究科長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第6条 スーパーバイザーの指導に要する費用は、原則として院生の負担とする。ただし、大学は、予算の範囲内において当該費用の一部を助成することがある。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、研究科会議の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。